

IV 新たな仕組みの検討案



1 新たな仕組みの検討

想定できる税制度の中で課税方法を比較すると、税の目的が明確になる「法定外目的税」の創設が優れています。

しかし、実現可能性の面では、法定外目的税の創設は、新たな税制度としての初期費用や賦課徴収コストが多額になるなど課題が多く、先行県においても断念しているところではあります。

県民税の超過課税方式は、現行の制度を活用することから、スムーズな導入が可能で、多くの県民に広く負担をお願いすることができます。

また、税の使途を明確にする仕組みをつくることも可能であることから、有効な選択肢であると考えます。

以上の結果、森林づくりのための新たな財源確保の仕組みとして「県民税の超過課税」方式に絞り、検討を行っています。

(1) 税額

ア 個人県民税

現行の個人県民税均等割の税額は年額1,000円と定められています。これは、担税力のある人が等しい額によって公平に負担するもので、住民にとって身近な行政サービスに対する応益性を有するものであり、広く負担を求めるため、対象範囲は幅広く、税額は低く定められています。

先行県では均等割に年額で300円から1,000円の上乗せ課税を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税収規模となります。

なお、本県の税収見込額については、平成18年度の課税ベースによるもので、納税義務者については、県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人約110万人となっています。

税額（年額）	導 入 県	本県での税収見込額
1,000円	3県（福島県、岩手県、山形県）	10億8,000万円
800円	2県（兵庫県、滋賀県）	8億6,400万円
500円	16県（高知県、岡山県ほか14県）	5億4,000万円
400円	1県（静岡県）	4億3,200万円
300円	2県（鳥取県、神奈川県）	3億2,400万円

県が平成19年度に実施した県政世論調査結果では、森林づくりを進めるための年間負担額として、1,000円以上負担できると答えた方の割合が39%、500円以上負担できると答えた方の割合は64%となっています。

これは平成15年度に実施した県政世論調査結果と同様の割合となっています。

図16 平成15年度県政世論調査結果

(設問) 森林の果たす役割に対し、年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,311人)

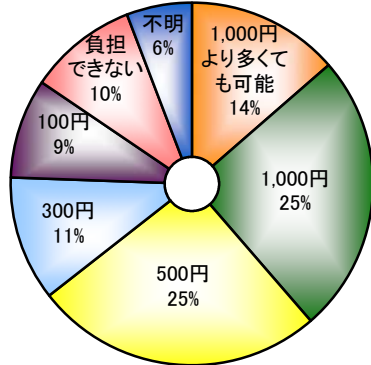
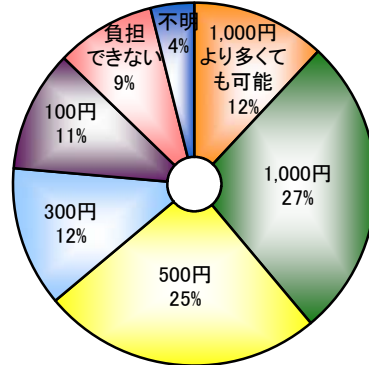


図17 平成19年度県政世論調査結果

(設問) 健全な森林づくりを進めるために年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,439人)



イ 法人県民税

現行の法人県民税均等割の税額は、資本金等の額に応じて年額で2万円から80万円の税率が定められています。これは、資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることが考慮されているためです。

先行県では、森林のもつ様々な機能から受ける受益の規模を客観的に反映させるため、超過課税の税額に定率を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税収規模となります。

なお、本県の税収見込額については、平成18年度課税ベースによるもので、納税義務者については、県内に事務所等を有する法人約5万5千法人となっています。

資本等の金額の区分	現行税額(年額)
1千万円以下	20,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円
1億円超～10億円以下	130,000円
10億円超～50億円以下	540,000円
50億円超	800,000円

税額(年額)	導入県	本県での税収見込額
11%相当額 (2,200～88,000円)	1県(滋賀県)	3億800万円
10%相当額 (2,000～80,000円)	4県(兵庫県、福島県ほか2県)	2億8,000万円
5%相当額 (1,000～40,000円)	16県(岡山県、静岡県ほか14県)	1億4,000万円
3%相当額 (600～24,000円)	1県(鳥取県)	8,400万円

税額については、懇話会の議論や県民の皆様からの意見を踏まえ、今後検討していきます。

(2) 実施期間

森林づくりは長期にわたることから、長期間の計画的な森林づくりを図ることが望ましいと考えます。

しかし、森林づくりの進捗状況や導入効果を検証するとともに、社会経済情勢の状況等を考慮し、先行県（鳥取県の3年間を除く）と同様、5年後に制度の見直しを行っていくことが適当であると考えます。

(3) 使途の明確化等

県民税は、使途を特定しない普通税であることから、新たな税収が森林づくりのための事業に使われていることを県民にわかりやすく明確に公表する仕組みづくりが必要であることから、先行県の取組を参考に、使途の透明性を確保する仕組みづくりを検討します。

また、森林づくり事業の財源に充てるため、県外の下流地域等、県内外から広く寄附金を受け入れられる仕組みを併せて検討します。

(4) 事業の内容

ア 健全な森林づくりの推進

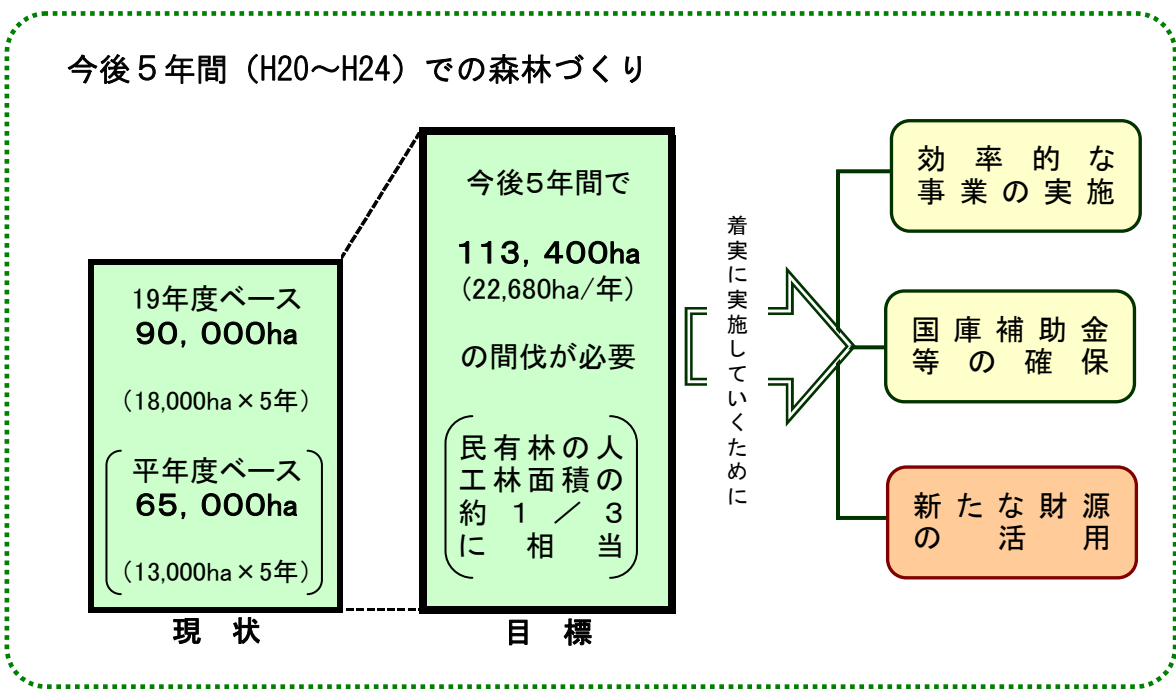
県では、従来の森林林業施策に加え、森林の有する多様な機能の高度発揮を図るため、重要地域等において、所有者負担を要しない公的な森林整備などに市町村と連携して取り組んでいます。

このような中、平成18年7月に発生した豪雨災害によって、間伐の重要性を再認識するとともに、安心・安全を守る森林づくりに早急に取り組む必要性を強く再認識しました。

このため、特に間伐が遅れている集落周辺里山の私有林を中心に、山地災害防止等の機能を高める取組を進める必要があります。

また、集落周辺に位置する森林の多くは私有林ですが、零細な所有規模に加え、不在村者所有森林の増加や世代交代等により、間伐もされないまま放置されている森林が多いことから、減災機能を高める観点からも公的な関わりが急務となっています。

このため、市町村や森林組合等と協働して森林所有者への働きかけ等を実施するとともに、整備後の継続的な森林管理の仕組みづくりを進める必要があります。



手入れの遅れている里山などで、県民の「目に見える」森林づくりを推進



イ 森林づくりへの県民参加の促進

県民が森林に対する理解を深め、森林づくりに主体的に参加していただくための取組を市町村と協働して進める必要があります。

ウ その他森林づくりを進めるための取組

上記のほか、県産材の利用推進など、森林づくりを総合的に進めるための事業についても取り組む必要があります。

事業内容についても、懇話会の議論や県民の皆様からの意見を踏まえ、事業案を具体化していきます。

2 森林づくりのための新たな財源確保の方策(検討案)

<p>目 的</p>	<p>豊かな森林は、山地災害の防止や水源のかん養、地球温暖化防止など多様な機能を有し、「緑の社会資本」としてすべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、この森林の恵みを持続的に発揮させながら、健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、広く県民の皆さんの御理解と御参加を得ながら、間伐などの森林づくりを集中的に実施する必要がある先送りのできない時期を迎えています。</p> <p>この森林づくりを着実に実施していくため、新たな財源確保の仕組み(仮称：森林税)を創設し、県民に広く協力をお願いするものです。</p>	
<p>使 途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な森林づくりの推進 ○ 森林づくりへの県民参加の促進 ○ その他森林づくりを進めるための取組 	
<p>財 源 確 保 の 仕 組 み</p>	<p>課税方式</p>	<p>個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乘せ)課税方式</p>
	<p>名 称</p>	<p>森林税(仮称)</p>
	<p>納 税 者 義 務 者</p>	<p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約110万人 (法人) 県内に事務所等を有する法人 約5万5千法人</p>
	<p>納 め て い た だ く 方 法</p>	
	<p>税 額</p>	<p>税額については、懇話会の議論や県民の皆様の意見を踏まえ、今後検討していきます。</p>
	<p>実施期間</p>	<p>5年間 (効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを行います。)</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途の透明性を確保するための仕組みづくりを検討します。 ○ 県内外から広く寄附金を受け入れる方法を検討します。 	

今後、懇話会や県民の皆様からのご意見を参考に具体化します。